

～ 白川村ふるさと納税の流れ ～

① ふるさと納税申込書のダウンロード（お電話でも用紙を郵送又はFAXでお取り寄せできます。）
必要事項をご記入願います。

- ・お名前 ・ご住所 ・連絡先電話番号 ・ご寄附いただける金額
- ・A 希望される寄附金の払い込み方（①～④の中から選択）
- ・B 寄附金の使途（①～⑥の中から選択）
- ・C 寄附者情報の公開に対する同意
- ・D 希望されるお礼の品



② ふるさと納税申込書の送付

電子メール（ファイル添付）、FAX、郵便のいずれかの方法で申込書を送付願います。



③ 白川村から払い込みのご案内

申込書の受領後、白川村から専用納付書（払込取扱票）を送付します。

※ 申込書を送ってから1週間以上経過しても、払込取扱票が届かないときは、恐れ入りますが下記の担当までお問い合わせ下さい。



④ 寄附金をお振り込み下さい

- ・払込取扱票で、ゆうちょ銀行（郵便局）から寄附金をお振り込み下さい。手数料はかかりません。
- ・ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込みをご希望の場合
申込書の受領後、白川村から口座番号等を記載した書類を送付しますので、ご確認いただきお振り込み下さい。手数料については、誠に恐縮ですが、寄附者様にてご負担いただきますようお願いいたします。
- ・現金書留での払込みをご希望の場合
申込書の受領後、白川村から確認の連絡をしますので、確認連絡の後に郵送してください。郵送料については、誠に恐縮ですが、寄附者様にてご負担いただきますようお願いいたします。



⑤ 寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書の受け取り

白川村から、希望される方に寄附金を受領した旨の証明書やワンストップ特例申請書をご住所にお送りします。

※ 証明書は所得税の確定申告又は住民税の申告に必要ですので、大切に保管して下さい。



⑥ 税額の減額

ワンストップ特例申請や確定申告のお手続きをしていただくことで寄附金額に応じて、税額が減額されます。

- ・所得税の還付（または所得税の減額）
- ・住民税の税額控除（控除後の税額で翌年度の住民税が課税されます。）

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

白川村役場 観光振興課 企画係

TEL：05769-6-1311 FAX：05769-6-2016

kankou-kikaku@vill.shirakawa.lg.jp